

●市役所本庁舎の喫煙所について

Q.

新発田市役所本庁舎の喫煙所についてなのですが、新発田市職員の利用が出来ないそうで周辺の店舗の灰皿を利用されています。営業時間でもなく、その店を利用するわけでもないのに灰皿のみ利用するのはどうなのでしょうか？

せっかく喫煙所を設けたのであれば是非市職員にも使って頂きたいです。

（令和8年1月受付）

A.

市職員の喫煙マナーの悪さにより、不快な思いをさせてしまったことに対し、心よりお詫び申し上げます。

多くの方が利用する行政施設である本庁舎は、健康増進法に定める「第1種施設」に位置付けられ、受動喫煙による健康被害のリスクを回避するため、建物内だけでなく敷地内でも喫煙が禁止される最も規制の厳しい施設となっております。

本庁舎に設置している喫煙所は、同法に定める「特定屋外喫煙場所」として設置しているもので、市職員が利用することに伴い、他の皆様の利用に支障を来すおそれがあることから、来庁者などの皆様専用の喫煙場所としており、市職員においては勤務時間外であっても当該喫煙所の利用は慎むように指示しております。

このため、市職員に対してはこれまで再三に渡り、勤務時間中や出退勤途上の喫煙マナーの遵守について注意喚起を行っており、昨年9月にも、市民の目につきやすい場所や受動喫煙につながる場所での喫煙等、市民から不信感を持たれるような行為は、厳に慎むように通知したばかりであります。

しかしながら、それにもかかわらず、この度、御指摘をいただいたことを重く受け止め、通行する方に不快感や不信感を与えることの決してないように、改めて、担当課を通じ職員に対して指導いたしました。

（令和8年1月16日回答）

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。